

(表面)

<p>第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>	<p>遊漁船業の適正化に関する法律 第二十九条第二項の規定による証明書</p>
--	---

(裏面)

<p>第二十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に關し報告をさせ、又はその職員にこれらの者の営業所、事務所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>第 号 年 月 日交付</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>写 真</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律(抄)</p>
--	---

備考 縦は、85ミリメートル、横は、120ミリメートルとし、中央の点線は、縦の二つ折りとする。用紙の大きさは、縦120ミリメートル、横85ミリメートルとする。